

長 建 協 発 第 4 8 8 号
平成 2 6 年 1 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 1 1 月に公正取引委員会及び経済産業省において、消費税転嫁対策特別措置法に基づく消費税の転嫁拒否等の行為の有無等に関する調査を行ったところ、建設業、製造業及び卸売業・小売業において消費税の転嫁拒否等の行為が現在行われている、又は今後行われる可能性があるとの声が多く寄せられたことから、建設業者団体に対し経済産業大臣及び国土交通大臣並びに公正取引委員会委員長の連名にて別添のとおり要請が行われ、全建より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、国土交通省ホームページリンクは、以下になりますので併せてご参照願います。

☆ 国土交通省ホームページ掲載箇所

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000235.html